

第2回 立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会

議事録

議 事

(1)第1回委員会における指摘事項と対応について

○前回指摘のあった資料の修正、追加調査事項について、事務局から報告

(2)平成 21 年度国有地自然環境調査の経過報告

○希少猛禽類の営巣、巣立ち状況について事務局から報告

(3)今後の保護の方策について

○国営昭和記念公園との連続性を考慮した暫定的な保護区域を設定し、営巣環境を整えるため 12 月中に代替巣を2～3箇所設置したい旨、事務局から提案

(委員の主な意見)

- ・調査結果によると、本地周辺は、鳥の生息環境(渡り鳥の中継地点、休憩地及び越冬地)として相当重要。
- ・国営昭和記念公園の存在が希少猛禽類にとって大変重要であり、隣接している場所に保護区域を設定するというのは理屈に合う。
- ・土地利用計画上の理由で、保護区域を設定すべきではない。
- ・営巣に適した(木がある)場所で、あまり人が立ち入らないというのが大切。
- ・保護区域は立ち入り禁止にするべき。
- ・提案のあった保護区域を立ち入り禁止とする場合、範囲としては適当な広さであると思うが、代替巣を設置し、巣を誘導するという事だけでは、保護対策は十分ではない。他の場所が開発されると極端に緑が少なくなるので、餌を採る環境も減少する。全体的に緑をいかに保全するといった対策が必要である。
- ・長期的に本地で希少猛禽類が生息できるような努力・工夫を検討するべき。
- ・国営昭和記念公園に、一定期間、部分的に立ち入り禁止にする等の制限をしていただくような協力をお願いしてはどうか。
- ・採餌場所及びその時間帯の情報整理が必要。
- ・代替巣はたくさん作ったほうが良い。
- ・北側の公園と公共利用(検討中)と入れ替え、調節池に植樹をすると、大きな緑のまとまりになる。調節池も使い方によっては狩場として利用できるのでは利用方法について検討できないか。
- ・中央に走る都市計画道路(立川 3・2・38)から東側を全て保護区域にしてはどうか。
- ・調節池の作り方、使い方を工夫すれば保護対策として有効だが、難しいのであれば場

所を北の方と取り替えることも検討できないか。

- ・緑の連続性を確保するために、南側の公園を分断している道路を地下化してはどうか。
- ・民間利用の土地でも緑地率を高めるような条件を付けてはどうか。
- ・工事を始めると一時的にいなくなるかもしれないが、将来的に戻ってくるような環境づくりが重要。

以 上